様式第１号を次のように改める。

様式第1号(第7条の3関係)

再　就　職　援　助　計　画

雇用保険適用事業所番号					—							—	

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第24条第3項又は第25条第1項の規定に基づき、下記により、再就職援助計画の認定を申請します。

平成　　年　　月　　日

住所
事業主
氏名

〔事業主が法人である場合には、主たる事業所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。氏名については、記名押印又は自筆による署名で記入すること。〕

公共職業安定所長　殿

記

1	申請事業主の現状	(1)　事業所数　　ヵ所	(2)　常時雇用する労働者数　　人
2	再就職援助計画を作成する事業所の現状	(1)　名称	(4)　事業の種類
		(2)　所在地	(5)　再就職援助担当者 役職　　氏名
		(3)　連絡先	(6)　常時雇用する労働者数　　人
3	再就職援助計画作成に至る経緯		
4	計画対象労働者等	(1)　計画対象労働者(離職を余儀なくされる者)　　人 (2)　計画期間　　年　月　日～　　年　月　日	
5	再就職援助のための措置	□労働移動支援助成金受給を希望	
6	労働組合等の意見	労働者代表者氏名	
備考			公共職業安定所受理印

注意　1．3欄については、事業規模の縮小等に関する資料を添付すること。
2．4(1)欄については、当該計画の別紙として、計画対象労働者の氏名、生年月日、年齢、雇用保険被保険者番号、離職予定日、再就職援助希望の有無及び雇用形態を含む事項を記載した一覧を添付すること。
3．6欄については、労働組合等の同意の有無を明らかにすること。

様式第二号（表面）中「雇用対策法」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に改める。

様式第三号中「雇用対策法施行規則」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則」に改める。

様式第四号（裏面）中「雇用対策法」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に改める。

様式第五号（第一面）中「雇用対策法施行規則」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則」に改める。

（社会保険労務士法施行規則の一部改正）

第二条　社会保険労務士法施行規則（昭和四十三年労働省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表（第一条関係） 一～二十三　（略） 二十四　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）に係る申請等　第十八条第五号の給付金に係る申請及び第二十七条第一項の大量雇用変動の届出 二十五　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百六十二号）に係る申請等　第二条第二号の給付金に係る申請 二十五の二　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）に係る申請等　附則第八条第一項の雇用促進計画の提出及び同条第三項の雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類の交付の申込み 二十六～五十六　（略）	**別表**（第一条関係） 一～二十三　（略） 二十四　雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）に係る申請等　第十八条第五号の給付金に係る申請及び第二十七条第一項の大量雇用変動の届出 二十五　雇用対策法施行令（昭和四十一年政令第二百六十二号）に係る申請等　第二条第二号の給付金に係る申請 二十五の二　雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）に係る申請等　附則第八条第一項の雇用促進計画の提出及び同条第三項の雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類の交付の申込み 二十六～五十六　（略）

（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則等の一部改正）

第三条　次に掲げる省令の規定中「雇用対策法」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に改める。

一　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則（昭和四十六年労働省令第二十四号）第六条の二第三項及び第九条第一項第三号